

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊監第133号

令和7年6月4日

### 懲戒処分の指針について（通達）

熊本県警察職員に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針の改正について（通達）」（令和5年7月13日付け警察庁丙人発第86号。以下「指針」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めること等を内容とする、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等が本年6月1日から施行されることに伴い、別添のとおり「懲戒処分の指針」が改正された。

本県警察にあっても改正指針を参考にして懲戒権を行使することとするため、各所属長にあっては、指針改正の周知徹底に努められたい。

なお、本通達の発出をもって、「懲戒処分の指針について（通達）」（令和5年7月25日付け熊監第219号）は廃止する。

※ 警察庁通達「懲戒処分の指針の改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。